

松尾デイサービスセンター運営規程
(指定通所介護事業所)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人みちのく協会が開設する、指定通所介護事業を行う松尾デイサービスセンター（以下「事業所」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態にある高齢者に対し、適正な通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う。

これにより利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持を図り、利用者の家族の身体的及び精神的負担を軽減できるよう努める。

2 事業の実施に当たっては、関係町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 松尾デイサービスセンター
- 2 所在地 岩手県八幡平市柏台2丁目9番2号

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 所長（管理者） 1 名（兼務）

所長は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を行う。

- (2) 生活相談員 2 名以上

生活相談員は、利用者又はその家族の相談、苦情等に適切に応じ、必要な助言その他の援助を行うとともに、常に利用者の心身の状況や環境等の把握に努める。

- (3) 看護職員 2 名以上

看護職員は、利用者の健康の状況に注意し、健康保持のための助言等を行い、又利用者の看護及び介護全般にわたる援助を行う。

- (4) 介護職員 5 名以上

介護職員は、利用者が日常生活できるよう、入浴、食事等の介護全般にわたる援助を行う。

- (5) 機能訓練指導員 2 名以上

機能訓練指導員は、利用者の心身の状況等に合わせ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善、又は維持のための機能訓練を行う。

- (6) 調理員その他の従業者 実情に応じた相当数

2 通所介護従業者は、介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業の業務に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日とする。
12月31日から1月3日は休業とする。ただし、利用の要望がある場合は、この限りではない。
- 2 営業時間 午前8時から午後5時までとする。
- 3 サービス提供時間 午前9時から午後4時10分
延長サービス時間 午前8時から9時、午後5時30分から午後6時
ただし、決められた時間を超えた利用の要望がある場合は、この限りではない。

(指定通所介護の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業を含めて、1日30名とする。

(指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額)

第7条 指定通所介護の内容は、送迎、入浴、食事、機能訓練、相談援助等その他必要なサービスを行う。

- 2 利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法及び関係法令に規定する額とする。
- 3 次条の通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において行う指定通所介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
 - (1) 通常の事業の実施地域を超えた地点から片道10キロメートル未満 400円
 - (2) 通常の事業の実施地域を超えた地点から片道10キロメートル以上については、1キロメートルにつき40円を上記に加算
- 4 食費 700円
- 5 その他必要と認められる時は実費とする。

(通常の事業の実地地域)

第8条 通常の事業の実施地域は八幡平市とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者が事業所のサービスを利用する時の留意事項は次のとおりとする。

- 1 事業所内に食品の持ち込みは禁止する。
- 2 事業所の送迎車両を利用しての通院、買い物等の為の外出を禁止する。
- 3 法定伝染病、感染症にかかっている人の利用を禁止する。
- 4 その他必要と思われることについては、随時検討する。

(緊急時等における対応方法)

第10条 事業実施中に、利用者が急病、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医等に連絡する等の措置を講ずると共に、管理者に報告し対処する。

(非常災害対策)

第11条 非常災害対策として、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行う。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員等に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の適正化に関する事項)

第13条 事業所は、身体拘束等の適正化の推進のための、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないこと。
- (2) 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

(その他運営についての留意事項)

第14条 事業所の従業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、業務上知り得た利用者またはその家族についての情報を他に漏らしてはならない。

この秘守義務は従業者でなくなった後においても適用される。

- 2 この規程に定める事項の外、運営に関する必要な事項については、社会福祉法人みちのく協会の諸規程を準用する。

附 則

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 改正 この規程は、平成13年4月1日から施行する。
- 3 改正 この規程は、平成13年9月1日から施行する。
- 4 改正 この規程は、平成14年4月1日から施行する。
- 5 改正 この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- 6 改正 この規程は、平成15年6月1日から施行する。
- 7 改正 この規程は、平成15年12月1日から施行する。
- 8 改正 この規程は、平成17年8月1日から施行する。
- 9 改正 この規程は、平成17年9月1日から施行する。
- 10 改正 この規程は、平成17年11月17日から施行する。
- 11 改正 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 12 改正 この規程は、平成18年10月1日から施行する。

- 1 3 改正 この規程は、平成19年12月15日から施行する。
- 1 4 改正 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 1 5 改正 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
(第4条職員の職種、員数及び業務内容、第5条営業日及び営業時間、第6条指定通所介護の利用定員の変更)
- 1 6 改正 この規程は、平成22年4月11日から施行する。
(第6条指定通所介護の利用定員の変更)
- 1 7 改正 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
(第5条営業日及び営業時間の変更)
- 1 8 改正 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
(第7条指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額の変更)
- 1 9 改正 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
(第6条指定通所介護の利用定員、第8条通常の事業の実地地域の変更)
- 2 0 改正 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
(標題の変更、第7条指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額の変更)
- 2 1 改正 この規程は、令和4年1月1日から施行する。
(第6条指定通所介護の利用定員の変更)
- 2 2 改正 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
(第4条職員の職種、員数、及び職務内容、第5条営業日及び営業時間の変更)
- 2 3 改正 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
(第12条虐待防止に関する事項の新設)
- 2 4 改正 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
(第5条営業日及び営業時間の変更)
- 2 5 改正 この規程は、令和5年7月1日から施行する。
(第7条の指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額変更)
- 2 6 改正 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
(第13条身体拘束等の適正化に関する事項の新設)